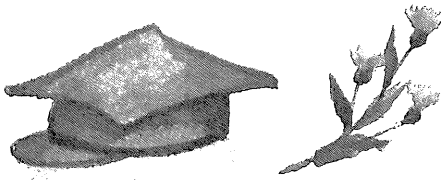


大学紛争と大学入試(2)



名古屋大学教育学部教授

佐々木 享

東大入試中止の波紋

1960年代末の大学紛争は大学入試にも少なからぬ影響を与えたが、とりわけ、1969年春に東大、東京教育大(体育学部をのぞく)の入試中止の影響は大きかった。いうまでもなく受験生には直接の影響を与えた。(定学定員800余で、例年4,000人にも達する東京教育大受験生への影響も大きかったが、同大学の文・教・理・農の各学部は細分化した専攻別に選抜しているため、東京教育大の入試中止との関係での受験生の挙動は捕捉しがたかったといわれる。以下では、東大の入試中止との関係を中心にのべる。)

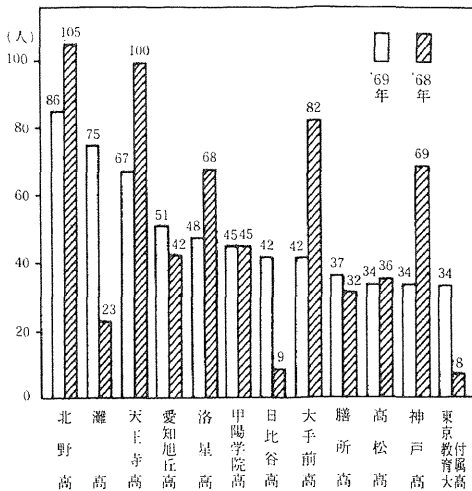
例年どおりなら確保されていた筈の3,000余のポストをめざしていた1万余にのぼる東大志願者を、入試中止は直撃した。現役生はもちろん、例年過半に達する浪人の東大志願者にとって、史上初めての不運な事態により本来の出願先がなくなった悲哀はいいつくせないものだったにちがいない。

東大入試中止の影響は、東大志願者だけでなく、他大学の志願者にも及んだ。たとえば、翌70年に151名(現役116名、浪人35名)という一高校としては最多の東大入学者を送り出した私立灘高の場合、この69年に、元来東大をめざしていた者が志願した大学は、京大98、阪大25、

一橋大20、神戸大10、東京工大7であった。70年には公立高校としては最高の100名(現役32名、浪人68名)を東大に送った都立西高で、東大をめざしていた者が志願した大学は、一橋大72、東京工大65、京大35、東北大24、千葉大・医13、名大4、北大4であったという。こうした傾向は他の高校にもみられた(『螢雪時代』1969年4月号)。このために1969年には元来は東大をめざしていた高学力者が大量に京大、一橋大、阪大、東京工大、千葉大・医などになだれ込んだ。しかしこれら大学のうちで志願者が増加したのは一橋大(5.7倍から7.1倍へ)くらいのものであった。あわよくば東工大にもぐり込もうという程度の者は、みな他の大学にまわったからだという(『螢雪時代』同上号)。

69年度入試では、京大では、学部によっては前年度の最高点がこの年の最低点といわれた程に、最高点、合格者の最低点ともに異常に上昇した。京大ほどではないにしても、合格者の最低点の異常な上昇現象には、東京工大、一橋大などにみられ、北大でも上昇したという。これらはいずれも、東大の入試中止の波紋と推定されている。そして、例年京大入学者の多かった大阪北野、天王寺、大手前、神戸等の関西の高校が京大をはじめとするI期校合格者を激減さ

◇1969年の京大合格者数ベスト10の1968年との比較◇



『螢雪時代』1969年5月号による。

せたのは、上述のような受験生の流れを読み切れていなかったためであろうとされている（『螢雪時代』69年5月号）。

自衛官の大学入試受験問題

前号で紹介したこの時期の学生の諸要求を大学入試との関係でみると、「自衛官の大学入学反対」問題が注目される。ここでは、詳細な経過（『東京都立大学三十年史』111～117ページ）等が知られている東京都立大学の例の概略をのべる。

東京都立大学に対する自衛官の入学出願問題は、1969年春に起こった。東京都立大学では、この問題が起こる以前から、旧学生ホール取りこわし工事をめぐって、学生団体と大学側の間に対立があり、事態は紛争の様相を呈しつつあった。こうしたなかで同大学工学部第二部（いわゆる夜間部）への現職自衛官3名の出願が明らかになり、これにたいする学生側の反対行動が厳しくなるなかで、同大学評議会は3月2日つまり入学試験の前日に、「本学の現状にかんがみ出願中の自衛官の受験を認めないことにした」

という決定を行い、これを出願中の自衛官3名に通告した。これにつき同大学史は「自衛官の受験を認めることによって、他の大多数の生徒の受験が平穩におこなわれうるかどうかを慎重に考慮した、いわゆる『緊急避難』的な決定」であったとのべている。

この事例は、大学入試の歴史上のみならず大学史上の事件として歴史に残ることになった。文部省大学学術局長は、同大学の入試直後の3月6日にこの件につき都立大学総長に照会文書を寄せ、3月19日には、国公立大学長あてに、大学入学に必要な資格があり勤務条件が許す場合には、「その職業が自衛官等特定の者であることを理由として、その者の入学の機会を奪うことは教育の機会均等の原則を定めた憲法および教育基本法の趣旨からみて許されない」という通達を出した。さらには東京法務局が、都立大学の決定を不服とした防衛庁の通報を受けて事情調査をし、4月18日には都立大学総長に対して前記決定を取り消し、自衛官に受験の機会を与えるよう勧告した。また文部省大学学術局長も同日付で、東京法務局長の勧告をすみやかに実施するよう都立大学総長あてに通達した（これらの勧告・通達の全文は、田畑茂二郎・山下肇・徳永清・兼子仁編『入試制度および教育・研究——大学問題総資料集IV』有信堂、1971年、所収）。これにたいして都立大学総長は、「事実認定に関し、当方が詳細に説明した教育研究環境の保全に関する実情が充分汲みとられていない」、「従って、当方が大学のもつ裁量権に基づき教育責任の遂行上最善と考えられる措置をとったのに反し、勧告の中にはその要素が欠けているために、見解の相違となったことは遺憾である」という見解を公表した。この見解は、のち、同大学各学部教授会に支持された。事件はこれに

よって落ち着いたが、東京都立大学法学部教官自衛官問題研究会は、この事件の経過とその法律上の問題を詳細に検討し、同年6月、「自衛官受験をめぐる法律問題の検討」と題した長文の見解を公表し(その全文は、田畑他編、前掲書所収)、その結論として、東京法務局の勧告、同日付の大学学術局長通達はとうてい納得し得ない、「むしろわれわれは、本学構成員として、大学の自治を擁護するため、東京法務局および文部省当局に対し厳重な抗議の意思を表明したい」とのべた。

大学紛争下の大学入試

大学紛争と大学入試とのいわば直接の関係を、紛争が燃えあがった1968(昭和43)年から69年春にかけての時期つまり69年度入試と、「大学の運営に関する臨時措置法」(69年8月成立)を契機に紛争が一段と激化、拡大した69年つまり70年度入試とに分けてのべる。

69年度入試では、前述のように東大、東京教育大(体育学部をのぞく)が前例のない入試中止に追い込まれたほか、紛争が激化していた東京外国語大で、試験場を学外に移し、あわせて3時間という国立大では珍しい超短縮日程で入試を実施したことが注目された。同大学は、例年なら簡単な学力検査による第一次試験と通常の学力検査を行う第二次試験とを実施していたのに、この年は第一次試験をやめ、外国語1時間半、あとの1時間半で国語、数学、社会をまとめて課すという方式に変更したのである(『蜚雪時代』1969年5月号)。また、東京外語大に限らず、試験場を高校や予備校などの学外の施設に移したところは多かった。

バリエード封鎖の続行など紛争が激化していた大学は私立大学にも少なくなかった。しかし私学の場合は、入試を実施するかどうかつまり新入生を迎え入れるかどうかは、大学の経営に

直結する死活の問題であったから、ロックアウト、教職員のみならず警官による警備などをふくめ、あらゆる知恵と力を動員して入試は実施された。学外試験場の一つに過激派の学生が乱入して試験が妨害されたため、全受験生を公平に扱うために、かろうじて実施できた予備テストと内申書とで審査したという関東学院大・工の事例は、例外的なものであった(同上誌同号)。

70年度の入試も、緊迫化した状況下で実施された。なによりまず、69年6月11日に文部省が発表した70年度の「大学入学者選抜実施要項」が、国立大学について、「大学の实情によっては」「学生募集ができない大学が生ずることもある」と記したり、募集要項の発表期日をおそくとも12月25日までと改めて定めたり、「募集要項のとおり実施しがたい事態が生じた場合」の文部省との事前協議、事前協議すらできない場合の文部省への事後報告、などを規定したところに、当時の緊張感が現れていた(文大第349号、「昭和45年度大学入学者選抜実施要項について」)。

文部大臣に紛争大学の教育・研究機能を停止させる権限を与えた「大学の運営に関する臨時措置法」(以下、大学臨時措置法という)が上程され、8月にこれが成立すると*、大学紛争は一段と激化拡大した(前号の図を参照)。他方、大学からの暴力の排除と自力による民主化をめざす勢力は、徒らに紛争を激化させて大学への公権力の容喙の道をつくりだしているいわゆる過激派学生集団への怒りを強めた。

*「この法律は、その施行の日から5年以内に廃止するものとする」(附則5)とあり、当時は5年の時限立法と説明されていた。しかしその後廃止手続はとられていないので、今日なお生きているとされる。ただし、この法律による文相の権限が発動されたことはこれまで一度もない。

紛争中の大学の多くは、69年10月から12月にかけて、学生・教職員の自力で、あるいは警察力を導入して封鎖を解除し、授業再開にこぎつけた。しかしなかには、富山大(12月24日)、北大(12月25日)のように、70年度の募集要項の発表が期限(12月25日)ぎりぎりとなった大学もあった。

70年度大学入試は、学力検査日の直前になって試験場変更を日刊新聞紙上で知らされるなど受験生をとまどわせた大学もあったが、結果をみれば、東大、東京教育大をふくむすべての大学で実施された。

しかし、入試実施の態様にはいくつかの変化がみられた。出願を郵送に限るとした大学が激増したこともその一つであった。この方式は、紛争収束後も拡大、定着して今日に至っている。

学力検査日程の短縮

69年度入試を超短縮日程で実施した東京外語大は、70年度入試では学力検査を二次に分けて実施する旧来の方式を復活させた。しかし、国公立大学に限ってみると、1970年度の入試から学力検査の日程を短縮した大学の続出したことが注目される。たとえば、大阪大、大阪市立大、広島大、福井大、長崎大等は、従来3日間にわたっていた学力検査を2日間に短縮した(『螢雪時代』1970年1月号、など)。また東北大は、同じく3日間ではあるが各教科目の試験時間を大幅に短縮した(同上誌70年2月号)。

文部省の「大学入学者選抜実施要項」がこのような日程短縮を示唆したわけではなかった。学力検査日程の短縮は、紛争の激しかった大学に多かったところからみて、紛争の影響だったようにおもわれる。

調査書による第一段選抜の登場

1969年度入試では自衛官の受験拒絶問題で話

題をまいた東京都立大学は、1970年度入試から、1966年から実施してきた国語、数学、外国語の学力検査による予備選抜を廃止し、調査書の成績によって定員の5倍までしぼる第一次選抜を導入して、受験界に再び話題を提供した。寺沢恒信教養部長は、この改革のいきさつについて、69年度は紛争のために授業再開がおくれ、スケジュールを作ってみると2月一杯授業し、3月後半に学年試験をして3月31日に卒業生を出すということになったので、この間を縫って「万が一にもまちがいがあってはならない」入試を、「わずかに数日間で採点・集計・発表するという時間的に離れ技に近い」一次試験としてやるより、これを調査書審査に代えたほうがよいということになったとのべ、調査書による第一段選抜の導入を紛争の影響として説明している(『螢雪時代』1970年7月号、89ページ)。

しかしこの調査書による第一段選抜という方式は、入学者選抜における調査書重視への政策転換の一環として、文部省がこの1970年度の「大学入学者選抜実施要項」において初めて公認したものであった。そして、この調査書重視あるいは調査書による選抜は、紛争対策や応急措置として公認したのではない、と説明されていた(『螢雪時代』1969年8月号)ものである。実際、同じくこの70年度入試から調査書による第一段選抜に踏み切った神戸市立外語大の場合には、紛争の影響という説明はされていなかったようである(同上誌1969年10月号)。

都立大の調査書による第一段選抜は、紛争がすでに収束していた共通第一次試験導入の前年(1978年)まで続けられた。同大学の場合、紛争はこの方式を導入する契機の一つだったということであろう。